

出雲市次期可燃ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書に対する 知事意見

(総括的事項)

- 1 事業計画及び工事計画を具体化するにあたっては、大気汚染防止、水質汚濁防止、生物多様性保全等の観点から、環境の保全に関する最新の知見を踏まえ、利用可能な最良の技術の導入など、より一層の環境影響の低減について検討を行うとともに、必要に応じ、地元住民等の意見を伺うなど、地元とのコミュニケーションのとれた適切な計画となるよう努めること。
- 2 事業実施前、施工中及び供用後に、現時点で予測し得ない新たな環境への影響を及ぼす事態が発生、または発生するおそれのある場合には、速やかに関係機関と協力して、原因究明のための調査及び適切な環境保全措置を講じること。また、必要に応じて環境監視を行うこと。
- 3 事業の実施に伴い、走行車両が増加することによる大気質、騒音、振動等の生活環境への影響を地元住民も懸念している。必要に応じ、主たる走行ルートとなる市道の建設・維持管理部局と連携し、影響の低減に努めること。
- 4 水銀に関する水俣条約の趣旨に則り、可能な限り水銀の排出抑制が図られるよう、水銀使用廃製品の回収・廃棄や排ガス処理を適切に行うこと。

(個別的事項)

- 1 動植物
 - (1) 確認された重要な種のチゴモズについて、繁殖の可能性はおそらくないということであるが、本種は県内における繁殖分布が知られていない種であり、万一事業実施区域が繁殖エリアになっていた場合の影響が懸念されることから、繁殖状況について適切な調査・評価を行い、その結果を評価書に記載すること。
 - (2) 事業実施区域の周辺河川には第五種共同漁業権が設定されている。事業実施にあたっては、漁業権の対象生物も含め、水生生物への影響を回避・低減するよう保全対策を適切に行うこと。

2 生態系

- (1) 生態系の維持にあたっては上位種の餌となる種が生育できる環境を保つ必要があることから、工事に伴う濁水対策等を適切に行い、水生生物等の生育環境の保全に努めること。
- (2) 生態系保全のためのビオトープの設置等の代償措置については、その効果に不確実性があることから、適切に事後調査を実施し、事後調査の結果を踏まえて、必要に応じて専門家の意見を伺いながら、適切な措置を講じること。